



生 第 5 8 号  
令和 3 年 9 月 17 日

一般財団法人大船渡市体育協会  
会長 鈴木 利 男 様

大船渡市長 戸 田 公 明  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言の解除に伴う市内スポーツ施設等の対応について(通知)

このことについて、新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言（以下「宣言」という。）の発出を受け、市内スポーツ施設等の利用を一部停止していたところですが、宣言の解除に伴い、下記のとおり市内スポーツ施設等の利用を再開しますので、対応いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、貴協会加盟団体及びスポーツ少年団など関係団体に対しても周知くださるよう併せてお願いいたします。

記

1 対応方針

宣言の解除を受け、次のとおり対応することとします。

なお、いずれも可能な限り活動時間の短縮を図るようお願いいたします。

(1) 市内スポーツ施設の利用再開について

ア 内 容

市内外問わず全ての個人・団体等による市内スポーツ施設の利用を再開する。

イ 再開日

令和 3 年 9 月 20 日(月・祝)

(2) 学校体育施設開放事業の再開について

ア 内 容

一般の利用者・団体による開放事業を再開する。

イ 再開日

令和 3 年 9 月 20 日(月・祝)

2 利用にあたっての留意事項

(1) スポーツ施設の利用に当たっては、「市公共施設の利用拡大及びイベント開催へ向けた段階的緩和の目安」における第 4 段階に沿った対応とすること。

(2) 学校体育施設開放事業における学校部活動及びスポーツ少年団活動による利用については、令和 3 年 8 月 18 日付け生第 49 号及び令和 3 年 8 月 26 日付け生第 54 号により、既に認めていること。

(3) 学校部活動に関し、当面、練習試合及び合同練習などについては、県外へ移動しての活動や県外の学校などとの活動が、原則禁止されていることから、スポーツ少年団活動においても準じられたい。

(4) 新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は日々変化しており、今後、感染の再拡大等も想定されることから、日頃の基本的な感染症対策を一層徹底するとともに、各スポーツ分野のガイドラインに沿った感染拡大防止対策を実施すること。

生涯学習課スポーツ推進係  
富山（とみやま）  
TEL 0192-27-3111（内線 288）  
FAX 0192-27-8878